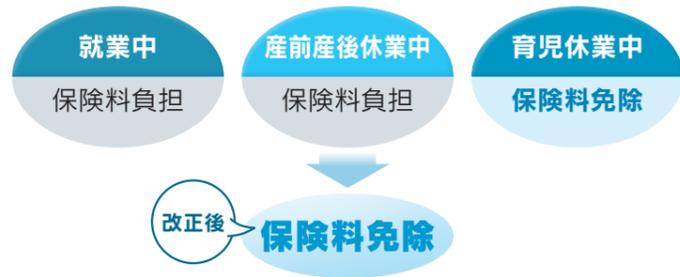


平成26年4月から制度が変わりました

産前産後の休業期間中も保険料免除に

育児休業等期間中の健康保険料は、負担の軽減をはかるため、事業主からの申し出により被保険者本人負担分、事業主負担分ともに免除されています。

平成26年4月からは、さらに産前産後休業期間中の健康保険料についても、事業主からの申し出により免除されることになりました。



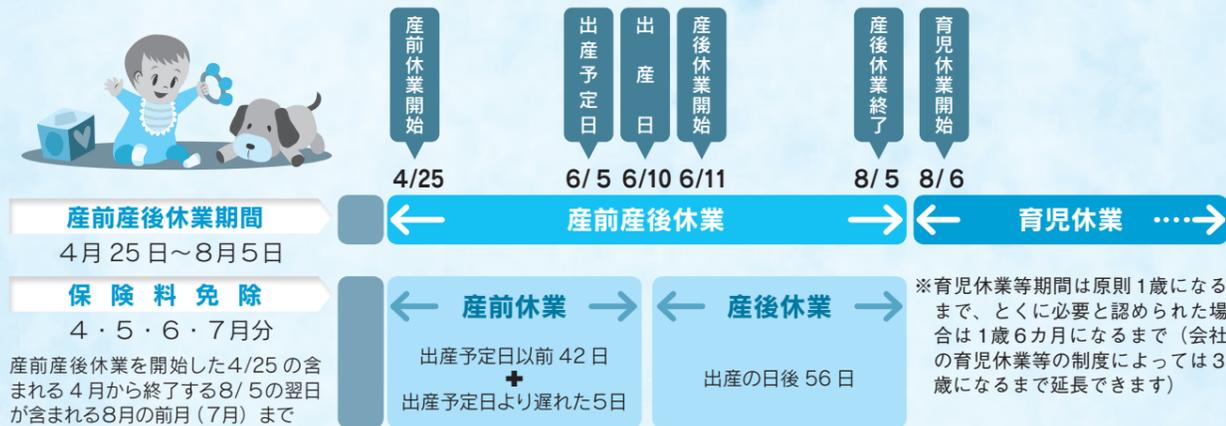
産前産後休業期間とは？

出産の日(出産の日が産前産後休業期間中である場合は、産前産後休業期間中であることにより「法定準備金」を取り崩すことにより、保険料率は88%水準が見込まれます。

産前産後休業中の健康保険料免除期間

産前産後休業を開始した日の含まれる月からその産前産後休業が終了する日の翌日が含まれる月の前月までの期間

例) 出産予定日6月5日、出産日6月10日、産後休業後引き続き育児休業を開始する場合



※平成26年4月1日の施行日前に産前産後休業を開始した場合は、施行日を休業開始日とみなします

※育児休業等期間は原則1歳になるまで、とくに必要と認められた場合は1歳6カ月になるまで(会社の育児休業等の制度によっては3歳になるまで延長できます)

70～74歳の一部負担割合が段階的に見直されます

平成20年度以降、70～74歳の被保険者および被扶養者の医療費の一部負担割合については、軽減特例措置により1割とされてきました。

平成26年4月以降は、世代間の公平の観点から、高齢者の生活に大きな影響が生じることがないように、新たに70歳になる被保険者等の一部負担割合から段階的に法定割合の2割に見直されます。

平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者および被扶養者^{※1}

- 70歳に達する日の属する月の翌月以降の診療分^{※2}から療養にかかる一部負担割合を2割に

平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者および被扶養者^{※3}

- 75歳になるまで、一部負担割合は1割に(特例措置の継続)

※1 誕生日が昭和19年4月2日以降の人
 ※2 平成26年4月中に70歳に達する被保険者等は同年5月診療分から
 ※3 誕生日が昭和14年4月2日～昭和19年4月1日までの人

今後の

健康保険料率の予測

前述のとおり、今後の健康保険料率を考えると、最大の支出である保険給付費と納付金(高齢者医療負担金)は着実な増加が見込まれ、保険料率の引き上げは不可避の状況にあります。

このような状況下で2月17日開催された先の組合会で確認された健康保険料率の推移の予測は、下表のとおりです。このなかで制度改定の前提として一番影響の大きい後期高齢者支援金100%総報酬制への移行については、平成27年度導入として織り込んでいます。

一方、平成24年度までは保険給付費と納付金の3カ年平均の3カ月分以上の積立が義務付けられていた「法定準備金」の制度が変更となり、保険給付費は3カ月分以上ですが、納付金は1カ月分以上の基準積立残高までの取り崩しが可能となり、このファンドを今後の料率引き上げ抑制に使用することとなりました。

予測については平成25年度の実績値や、今後の制度変更、保険給付費の支出動向等を逐次把握しつつ、今後ともより正確な情報提供に努めてまいります。

平成27年度予測
 保険給付金と納付金の増加を見込んでおり、とりわけ後期高齢者支援金100%総報酬制への移行を想定しているため、収支均衡料率は88%の水準に上昇しますが、「別途積立金」を残高10億円規模まで取り崩すことにより、保険料率は83%を見込んでいます。

健康保険の経常収支と内部留保残高の推移

